フランス第三共和政期における人口問題と家族思想 ポール・ストロースを中心として

河合 務*

Population and Family in the Third Republic of France

KAWAI Tsutomu*

キーワード: フランス,第三共和政期,人口,家族,ポール・ストロース Key Words: France, Third Republic, Population, Family, Paul Strauss

はじめに

先進諸国の少子化をめぐる議論において,フランスの家族政策の動向が,低出生率との闘いの伝統の古さや,少子化対策を目的とする家族関連支出のヴァリエーションの豊富さといった理由から注目を集めている¹。フランスにおける低出生率との闘いの歴史は,いわゆる「産めよ殖やせよ」政策をとった戦時期の日本においても有名であり,当時の厚生省関係者であった舘稔が書いた『人口問題説話』(昭和18年〔1943〕)においても「出生減退の古典国」として言及され,低出生率が国力衰退につながることへの危惧が表明されている²。低出生率の問題を語る際,戦時期においても現代においてもフランスは日本のいわば参照枠として論及されてきたと考えられる。

ところで、岡田實が論文「フランスの家族政策の発展」において論じているように、フランス第三共和政期(1871~1940年)は、数々の理論家によって家族政策への提言がなされ、フランスの家族政策理念の基盤が形成された時期である³。本稿は、この時期に政治家そしてジャーナリストとして活躍したポール・ストロース(1852-1942)を中心として、この時期の人口問題と家族論の動向について明らかにすることを課題とする。ストロースについてはこれまで、フランス社会事業史研究において1889年パリ万国博覧会の催しの一環として開催された「パリ万国救済会議」組織委員会のメンバーのひとりとして会議に出席し、当時フランスの社会救済を代表し、私的慈善と公的救済との協力関係のあり方や児童保護問題に尽力した人物として紹介されてきている⁴。また、ストロースの政治的活動の軌跡をたどりながら、共和国の基礎的単位として家族を重視するストロースの政治理念を明らかにした歴史家 R.G. フックスの研究もある⁵。フックスは、ストロースをはじめとする当時の政治家たちが子どもの生存権(droit de vivre)を論じることで、子どもの保護と同時に母親の役割の重要性を訴え、さらには人口問題にも対処しようとしたという指摘を行っている。

こうしたフックスの指摘は、社会事業史研究の成果に対し生存権概念と母親役割の変容という問

^{*}鳥取大学地域学部地域教育学科

題の再検討を促す新たな視点を提示していると考えられる。

本稿ではこうした先行研究の成果に加えて,ストロースが自らの子ども論(Les Enfants Malheureuses,1896)などにおいてルソーの教育論『エミール』(1762年)に論及し思想的参照枠としていることの意義や,ストロースが「師であり友人」と公言する間柄であり,乳母斡旋業への国家管理体制を確立した通称「ルーセル法」(1874年)の制定者である上院議員テオフィル・ルーセル(1816-1903)との思想的影響関係⁶,また国家による生存権保障の根幹となった理念である社会連帯(solidalité)思想のストロースへの影響などを含めて,これまであまり詳しく検討されてきたとは言い難いストロースの思想史的位置づけをめぐる考察を,彼の著作や議会報告等の史料分析に基づきながら進めていくこととする。

ルソーは『エミール』第 1 編で乳母への託児慣行を批判し,子どもの養育を母親が自ら行うことを主張しているのであるが,そうしたルソーの思想が第三共和政期の政治家・ジャーナリストにどのように受けとめられたのかという点については,フックスを含めこれまでの研究で詳しく検討されてきたわけではない。

また,第三共和政期には乳幼児死亡率を引き下げるための闘いが緊急の課題となり,民衆生活における乳母への託児慣行を規制する必要性が政治家たちによって認識されたと指摘されている。「ルーセル法」こそ,そうした乳母への託児慣行への国家介入の足場となった立法であったと考えられるが,ストロースは,その「ルーセル法」に対しどのような立場をとったのか,ルソー思想受容の問題とあわせて検討する必要があろう。

さらに、国家による生存権保障の理念を基礎づけた社会連帯思想は、親権の権利性よりも義務性が強調されるようになる19世紀後半における親権思想の推移を押し進めた思想である⁷。その際に問題となるのは親の義務性の内容であり、母親役割の変容という事態がどのように進行することになるのかという点について、本稿はストロースという政治家・ジャーナリストの思想研究をとおして掘り下げていく。こうした考察を行うことは、ストロースが政策立案に関わったフランス第三共和政期の家族政策の意義を再検討することにほかならず、また、この時期のフランス社会事業史と教育史との関連性を問い直す作業へと通じるものである。

以下では、まずフランス第三共和政期における人口問題の状況について概観し、そこでのストロースの位置について考察する(第 章)。次に、乳母による養育慣行の問題について、ストロースはどのような文脈でルソー『エミール』に言及したのか、さらには「ルーセル法」とストロース自身の思想的立場について検討する(第 章)。最後に、ストロースの家族政策の性格と意義について彼の生存権思想を軸として考察することとする(第 章)。

. フランス第三共和政下の人口問題とストロース

1.「人口停滞」論

フランスでは他の西欧諸国に先行し18世紀の後半には出生率の低下傾向が顕著となってきた。フランス第三共和政期の人口問題とは,この長期的な出生率の低下と人口の自然増加率の低さに端を発した「人口停滞」(dépopulation)論に集約されるものである⁸。こうした「人口停滞」論は18世紀にも啓蒙思想家を中心としてさかんに論じられたのだが⁹,フランス第三共和政期のそれとは些

か性格を異にしている。それは例えば、18世紀の「人口停滞」論は大がかりな人口調査が行われていない時代であり、事実に裏づけられた議論とはなっていなかったのに対して、第三共和政期のそれは政府による人口調査の結果の結果として、毎年というわけではないものの、年によっては(1890年、1891年、1892年、1895年)出生数を死亡数が上回るという事態が生じたという調査結果を踏まえたうえで統計家や政治家、医者らを巻き込んだ議論が行われたのである¹⁰。

また,1870年の普仏戦争の敗北という事態が第三共和政期の「人口停滞」論には色濃く反映されていた。フックスは「フランスのプロイセンに対する衝撃的な敗戦が,人口の相対的な数と力強さに対する旺盛な関心に拍車をかけた」¹¹と述べ,1891年から1925年の間に限っても120冊もの「人口停滞」を論じた出版物が現れたと指摘している¹²。そうした出版物群のなかには,ストロースの*Depopulation et Puériculture*(1901)も存在しているわけだが,本節ではストロースの議論の特徴を浮かび上がらせる意味で,あえてストロースの周辺に位置する「人口停滞」論者についての検討を行うこととする。

フランス第三共和政期の「人口停滞」論者のうち最も代表的人物としてしばしば言及されるのが統計学者ジャック・ベルティヨン (1851-1922) である。彼はその著作¹³において,(1)子ども数に比例する減税(子ども数が0から2人までは10%から50%の追加課税,4人以上はいっさいの租税の免除),(2)第3子以下の幼児に家族手当を出すこと¹⁴,(3)3人以上子どもをもつ者に政府の仕事の確保,そして住宅ローンなどの補助金を優先すること,(4)産前,産後の有給休暇(5)4人以上の子どもの父に年金,(6)選挙法を改正し,結婚したら投票権を1票増やし,子どもが生まれるごとに1票づつ投票権を増やすこと,(7)新マルサス主義の宣伝活動を禁止すること,といった出生率増大のための提案を行っている。岡田實が指摘しているように,こうしたベルティヨンの提案の多くが1939年の「家族法典」に採用され実際の政策となったものである。

ベルティヨンは,フランスの出生率低下要因のひとつとして,産児制限を推奨し少子家族化を図る新マルサス主義運動への批判を展開している。ベルティヨンは,ポール・ロバン(1837-1912)という人物が1896年に結成した「人間再生連合」という新マルサス主義の団体を批判する。ベルティヨンは,統計データを示しながら,フランスの出生率の低下傾向は少なくとも19世紀初頭には明白であることを論じており,必ずしもこの団体の活動だけが出生率低下の要因であるとは考えていない。しかし,民衆生活における出生率低下傾向に拍車をかける運動として敵対視し,多くの頁を割いてこの団体の活動と思想傾向を批判している。ベルティヨンは,ロバンの団体を堕胎や嬰児殺しを民衆に推奨する「犯罪的プロパガンダ」を行っているとし,自ら「フランス人口増加のための国民連合」(Alliance nationale pour l'accroissement de la population française)という団体を組織し,ロビー活動を中心とする出生率上昇のための活動を展開した人物でもある。ベルティヨンは,ロバンの団体が人口について「量に対する心配の前に,質に対する心配をしなければならない」と主張していることに反発し,「質を得るためには,量を得ることが必要である」(Pour avoir la qualité,il faut avoir la qualité.)と主張する。すなわち,ベルティヨンは,家族が多くの子どもを持てば持つほど,その家族は才能豊かな子どもを得る可能性が高まるのであり,そのことがドイツなどの隣国を凌ぐ効果をフランスにもたらすであろうと主張するのである。

このように多子家族の利点を強調するベルティヨンとは対象的に,ロバンは「実際に生まれた環境において生活資力(subsistance)と教育(éducation)が充分に保障されていない世界に子どもたちを置くのは家族と社会の重大な過誤であると私たちは考える」と,生活資力と教育の保障という観点から少子家族化を推し進めようとする。このように人口の量と質をめぐって対立する二つの潮

流がフランス第三共和政期には存在したわけである15。

多子家族を推奨するベルティヨンの課題意識は, La Question de la Dépopulation en France (1900) の著者であり上院議員であったエドム・ピオのような政治家にも共有されていた。ピオは「フランスは毎日一個師団を失っている」というドイツの軍人モルトケの言葉を引用しながら出生率低下による国力・軍事力低下への懸念を表明し,税制改革を柱とする多子家族の推奨を行っている。

また,著名な作家であるエミール・ゾラも Fecondité (1899) という小説において多子家族の推奨を行っている。アフリカにおけるフランス植民地を舞台とし,女性の多産性(fecondité)をテーマとする小説 Fecondité を準備する段階で,ゾラが収集し参考にした書籍リストのなかにストロースの子ども論Les Enfants Malheureuses (1896) があったことをフランス文学者バグリーは明らかにしている。Les Enfants Malheureusesの第1章は「人口停滞」(la dépopulation)というタイトルで論じられているのであり,また,ゾラは新聞Le Figaro誌に「人口停滞」と題する記事を執筆・掲載してもいる16。第三共和政期の「人口停滞」論は,ゾラのような作家の思索にも影響を及ぼし,そしてゾラの作品も「人口停滞」を社会問題として民衆に意識させる役割の一翼を担ったと考えることができる。

こうした「人口停滞」論が高揚する状況下にあって,1902年1月29日,内務大臣ワルデック・ルソーが議会内に「人口停滞に関する委員会」を設置した。この委員会は,「人口停滞」の現状と原因の分析,そしてその対策を練ることを目的とするものであった。政治家,官僚,医者,統計家などから構成されており,本節で言及した統計家ベルティヨン,政治家ピオ,そしてストロースもこの委員会のメンバーとなっていた点が注目される。次節において,この委員会の性格について詳しく検討することにしよう。

2.「人口停滞に関する委員会」

1902年における「人口停滞に関する委員会」の設置については、クニビレールとフーケが『母親の社会史』において言及してはいる。しかし、そこでは「予算不足でとりとめのない話をするだけで終わってしまった」と述べられるにとどまっている。この委員会の意義と性格については、官報を中心史料にしたベッキアによる詳しい研究があるので、本節ではそれをもとに以下の考察を行いたい。まず、委員会のメンバー構成である。総勢は67人からなるが、ベルティヨンが1896年に設立した「フランス人口増加のための国民連合」の関係者が、委員会の構成員として名を連ねていることが注目される。その数は18人にのぼり、委員会全体の4分の1以上を占めていた。ベッキアは委員会メンバーの職業、経歴、出身地、年齢、思想傾向などを調査しリストを付しているが、「人口停滞に関する委員会」メンバーのうち「フランス人口増加のための国民連合」に加入している18人の内訳は、中央・地方の政治行政関係者が12人と最も多く、医者が2人、統計学者1人(ベルティヨン)、経済学者1人、生理学者1人、リセ教員1人となっている。「フランス人口増加のための国民連合」は、この当時の政治家や行政官のなかにも多くの支持者を獲得していたことが推測される。そして、12人の政治行政関係者のなかには、セーヌ県選出の上院議員で当時50歳であったストロースが入っている。ストロースが「フランス人口増加のための国民連合」のメンバーであった点は、たとえばロレ=エシャリエが作成したストロースの略歴などには触れられていない事実である¹⁷。

内務大臣ワルデック・ルソーは「人口停滞に関する委員会」を<出生率(natalité)に関する下部委員会>と<死亡率(mortalité)に関する下部委員会>とに分割し、それぞれの原因分析と対策を諮問したが、出生率に関する下部委員会の長としてベルティヨン、死亡率に関する下部委員会の長に

ストロースを任命した。ベッキアも指摘するように「人口停滞に関する委員会」の重要ポストは「フランス人口増加のための国民連合」関係者によって占められていたわけである。

「人口停滞に関する委員会」は、ベルティヨンとストロースを中心として「人口停滞」の原因分析が行われた。そして、主な原因が民衆生活における産児制限の普及にあると論じられている。ベルティヨンこそこの議論をリードした人物であり、産時制限運動を推し進める新マルサス主義グループへの批判が行われている。ベルティヨンは、産児制限とは民衆のエゴイズムにほかならないと述べている。このベルティヨンらの議論は、やがて1920年における新マルサス主義プロパガンダを抑制する立法への方向性を示していたことになる。

また,妊婦に対する待遇改善と産時休業についての議論が行われた。この議論をリードしたのがストロースである。ストロースは「人口停滞に関する委員会」のメンバーでもあった産科医アドルフ・ピナールの見解をも取り入れながら,子どもの死亡率に関わる問題として妊産婦の保護を主張した。この点は1913年に制定される産時休業法へと連なる議論であり,第 章第3節で改めて検討することにしよう。

「人口停滞に関する委員会」における議論は1914年まで継続されるが,全体として「フランス人口増加のための国民連合」のメンバーの意見を大きく反映し。多子家族への減税や兵役の軽減といった優遇策が「人口停滞」への対応策として提示された。ベルティヨンとストロースという「国民連合」メンバーが,それぞれ<出生率(natalité)に関する下部委員会>と<死亡率(mortalité)に関する下部委員会>の長として議論をリードしていたことが「人口停滞に関する委員会」への「国民連合」の影響力の強さを象徴していたと考えられる。

ストロースは、1912年4月26日付けで『死亡率の原因に関する一般報告』と題する報告書を「人口停滞に関する委員会」の<死亡率に関する下部委員会>の名において内務大臣宛てに提出している18。この報告書においてもストロースはピナールの「育児学」を称賛し、死産の予防に資する学問として「出生前の育児学」を、産後の乳幼児死亡の予防に役立つ学問として「出生後の育児学」を論じている。そして、「多子家族の保護、そして子どもをもつ貧しい家族の保護は、乳幼児死亡を喰い止めるのと同時に捨て子の数を減少させ、乳母のもとに送られる子ども割合を減少させ、母親による授乳と家族による養育を励まし再生させるために最も効果的な予防策だと考えられる」と論じている。つまり、多子家族の保護という方法が乳幼児死亡の予防のための最良の手段だというわけであり、多子家族の保護という論点こそが、「国民連合」の創設者であり「人口停滞に関する委員会」の<出生率に関する下部委員会>の長であったベルティヨンの考え方と共通するものであったと考えられる。この意味においてストロースとベルティヨンは家族思想の基盤を共有していたと考えられる。

. 乳母への託児慣行の問題 ルソー, ルーセル, ストロース

M.ペローは,19世紀フランスにおける出生率の低さが乳幼児死亡率を引き下げる闘いを緊急なものとし,なかでも乳母への託児慣行をやめさせる闘いを課題としたことを指摘している。1874年12月23日に成立した「乳幼児,特に里子の保護に関する法律」(通称「ルーセル法」)の制定過程において,テオフィル・ルーセルは乳母への託児慣行における乳幼児死亡率の減少を目指し「人口停滞」に対処する意思を表明している。ストロースが「人口停滞」への対処として乳母への託児慣行

を問題視し批判する際に参照枠として言及するのがルーセルと、そして18世紀の啓蒙思想家ジャン・ジャック・ルソーである。

1.参照枠としてのルソー『エミール』

乳母への託児慣行への批判を行った人物として最も著名な思想家はやはりルソーであろう。『エミール』における乳母への託児慣行批判は次のように行われている。やや長くなるが引用しよう。

「女性の義務は疑うことができない。ところが人々は,女性がその義務を無視しているのに同調して,子どもを自分の乳で育てようと,同じことではないかというようなことで議論をたたかわしている。(中略)

あらゆる人にその第一の義務をはたさせようとするなら,まず母親からはじめるがいい。あなたがたはそこから生じる変化にびっくりするだろう。なにもかもその最初の堕落からひきつづいて起こっている。道徳的な秩序はすべて失われる。天性はあらゆる人の心から消え去る。家の内部には昔のような生き生きした空気がなくなる。新しい家庭の感動すべき情景も夫の心をとらえることなく,他人の尊敬の念を呼び起こすこともなくなる。子どもと一緒にいない母親は尊敬されなくなる。家庭は休息の場でなくなる。(中略)

ところが、母親がすすんで子どもを自分で育てることになれば、風儀はひとりでに改まり、自然の感情がすべての人の心によみがえってくる。国は人口がふえてくる。この最初の点が、この点だけがあらゆるものをふたたび結びつけることになる。家庭生活の魅力は悪習にたいする最良の解毒剤である。19

このようにルソーは、母親が自分の乳で子どもを育てることが家庭生活を安定させ、それが悪習に対する解毒剤となり道徳的な秩序をよみがえらせると論じているのである。そして、「国は人口がふえてくる」とルソーが述べている点が注目される。ルソーは、国の人口が増加することに大きな価値を置いていた思想家である。それは、『社会契約論』(1762年)の以下のよう箇所で論じられている。

「政治的結合の目的は何か? それは,その構成員の保護と繁栄である。では,彼らが保護され繁栄していることを示す,もっとも確実な特長は何か? それは,彼らの数であり,人口である。だから,論争の的になっているこの特長を,よそへさがしに行く必要はない。他のすべての条件が等しいとすれば,外からの方策,帰化,植民などによらずに,市民が一だんと繁殖し増加してゆくような政府こそ,まぎれもなく,もっともよい政府である。人民が減少し,衰微してゆくような政府は,もっとも悪い政府である。 $_{2}^{20}$

つまり,ルソーは人口の増加を良き政府の条件と考え、大きな価値を置いて論じていたわけである。 ストロースの子ども論*Les Enfants Malheureuses*は,子どもが置かれている劣悪な生育環境を改善することを訴え,同時に子どもの生命を保護し「人口停滞」に対処しようというテーマのもとに論じられている。ストロースは子どもの死を予防する方策を論じながら,捨て子や乳母への託児慣行を批判する文脈においてルソー『エミール』の一節を参照枠として引用している。

「全員一致の意見であると思われるが,予防的救済のうち最良で最も効果的なのは,母親が自らの子どもを自分自身で育て授乳することである。

母親による授乳 (l'allaitement maternel) への称揚はいくらしてもし過ぎということはない。たとえ彼の学説に対する忠誠心があまりないとしても , J.J. ルソーの熱烈な願いと雄弁なる痛罵は行き過ぎたものではなかった。:

『母親がすすんで子どもを自分で育てることになれば,風儀はひとりでに改まり,自然の感情がすべての人びとの心によみがえってくる。国は人口がふえてくる。』 21

このようにストロースは,ルソーと同様に母親自身による授乳を人口増加という観点から重視し, そうした思惟のいわば源流としてルソーを参照し,そして第三共和政期の「人口停滞」論の文脈に ルソーを組み入れたわけである。

2.「ルーセル法」の効用

「ルーセル法」はその第1条において,満二歳未満の,賃金と引き換えに親の住居の外にあずけられる子どもはすべて,その生命と健康の保護を目的とする公権力の監視の対象となることを規定している。具体的には,子どもを預ける親の届出,子どもを預かる乳母の届出,乳母の健康状態に関する医師による証明書の取得を義務づけ,さらに1877年の施行規則によって視察医師(médecins-inspecteurs)の設置が義務づけられ,乳母への託児慣行への監視体制が整備された。

実際に乳母に預けられる子どもの数は1874年の「ルーセル法」制定から第一次世界大戦までの期間には毎年約80000人,新生児の約10パーセントに上った。「ルーセル法」制定の目的は子どもの生命と健康の保護であったのだが,同法制定前後における乳幼児死亡率は確かに低下しており「ルーセル法」の効果があったと評価されている²²。

ストロースはこの「ルーセル法」を「博愛主義の道具であると同時に国防(la défense nationale)の武器である。 J^{3} と位置づける。これは著書La Question de la Dépopulation en France (1900)において出生率低下による国力・軍事力低下への懸念を表明した上院議員ピオとも共通する考え方である。ただし,ストロースの場合は出生率を上昇させることよりも,むしろ出生後の子どもの生命と健康の保護に重点を置いている点が特徴的であり,その観点から「ルーセル法」に重要な位置づけを与えようとする。そして,視察医師が乳母のもとへ家庭訪問を行い衛生上の監視と助言を行うという従来の「ルーセル法」の監視体制から,母親や乳母たちが子どもを連れて医師のもとに定期的に集まる「乳幼児検診」(consultations de nourrissons)という新たな形式への転換をストロースは奨励する。ストロースは次のように述べている。

「ルーセル法は , 適切な報酬を与えられた視察医師によって簡略化され軽減され実践されているが , もし乳幼児検診と殺菌済み牛乳の使用が地方の実践に導入されるならばいよいよ有益なものになるであろう。 \mathcal{L}^4

乳幼児検診とは、1892年にパリの産科医ピエール・ビュダンなどによって始められたものであり、あらゆる乳幼児を対象とし、母親や乳母などが子どもを連れて医師のもとに定期的に集まり、子どもの体重測定を行い、医師の助言を受け、ミルクを配布されるというものであった。定期的に医師のもとに集まる際、母親同士が子どもの衛生状態について比較をし合うことが乳幼児の衛生化をより効率的に推し進めることになるという期待から、乳幼児検診は20世紀初頭のフランスにおいて普及していくことになる。ストロースは乳幼児検診こそが「真の母親学校 (une veritable école des mères) 25であると述べている。ここには母親に衛生上の知識を普及させ、乳幼児死亡率を低下させるというストロースの期待が込められていると考えられる。

「ルーセル法」の制定段階において、テオフィル・ルーセルは「人口停滞」と闘うために同法の制定が必要であることを論じていた。ストロースは、このルーセルの思想を受け継ぎながら、母親に衛生的知識を普及させることをルーセルよりも重視し、「ルーセル法」の運用面に乳幼児検診という方式の導入を提案したわけである。こうした意味での母親役割への期待と母親教育の重視の姿

勢はストロースの生存権思想と結びついて提示されているものである。次章でこの点について検討 していくことにしよう。

. ストロース生存権論の射程

1.「父権」批判の文脈

ストロースは, *Dépopulation et Puériculture* (1901)において子どもの生存権論を展開しているが, その際, 民法典で定められた「父権」(puissance paternelle)と子どもの生存権との関係を「社会的コントロール」の進展という観点から次のように論じている。

「子どもは生存権を有している。そして,親というものは家族の権威(autorité familiale)を有しているにも関わらず,子どものこの権利に障害物を置くことはできない。(中略) 父権は,ローマ法のもとでは不可侵のものであったが,ドグマではなくなった。それは,ここ数年宣言されるにいたった子どもの権利の名のもとに行使される社会的コントロールによって制限されるものである。 26

このようにストロースは「父権」の不可侵性を否定し、それを制限する「社会的コントロール」の論理としての子どもの権利という考え方を提示する。親が子どもを無知な状態に置き続けることは認められず、国家が教育(instruction)の最低限度を強制すべく介入することも、これと同様の論理で正当なものとされている。これが1880年代に導入された義務教育を指すことは改めて述べるまでもないであろう。そして、ストロースは予防接種(vaccination)の義務化をも、この論理の延長上にあるものとして正当なものと論じている。

家族の社会的コントロールという論理を包含するストロースの生存権論は,レオン・ブルジョワ(1851 1925)が提唱した「社会連帯」(solidalité)論を前提とするものである。レオン・ブルジョワは1895年には首相にもなった政治家であるが,1896年には『社会連帯論』を発表したことをきっかけとして「社会連帯」という語が,第三共和政期フランスにおいて「友愛」の語にとって代わる政治用語として盛んに用いられ始めた。「社会連帯」論は,個々人とすべての他者の間には連帯という必然的な結びつきがあるという基本的な考え方から出発して,貧しい人びとの生存を保障することへの国家的責任論へと議論を展開してゆく²⁷。ストロースのDépopulation et Puériculture(1901)においても,序章から最終章にいたるまで各所で「社会連帯」の語が使用されている。それはときに「愛他精神」(altruisme)と同義の語とされながら,家族生活に対する国家介入を正当化する論理として論じられている²⁸。レオン・ブルジョワは,ストロースが編集長を務めた雑誌Revue philanthropiqueの編集方針(私的な博愛主義と国家による公的扶助の相互協力関係の普及)に賛意を表明した政治家であった²⁹。フックスも指摘するように「社会連帯」という考え方をめぐって両者は思想的な共鳴をしあっていたのである³⁰。

「父権」の不可侵性を批判し,国家介入を正当なものとするストロースの考え方は,ルーセルと 共通している。また,マリア・ドゥレームやシャルル・シャボといった人物がそれぞれ1877年と 1922年に『子どもの権利』と題する著作を出版しているが,「父権」の不可侵性を鑑みて国家介入 をやや逡巡しつつも,最終的に子どもの健康や道徳性の保護のための国家介入が必要だとする点に おいて,これらの論者の論法には非常に類似するものがある³¹。 こうした「父権」批判言説群のなかにあってストロースの議論の特徴は、明確に無知の母親を糾弾し母親の教育の重要性を説いている点にあると考えられる。ストロースは、子どもを清潔な環境に置くのか、不潔な環境に置くのかは母親の判断にかかっており、だからこそ、母親に衛生的知識を教えることが重要であると主張するのである。ストロースがDépopulation et Puériculture (1901)に「母親教育」(L'éducation des mères)という章を設けて議論している内容は、清潔な状態での沐浴、ミルクの清潔な保存、食事の計量、防腐に関する知識といった衛生的育児に関する基礎的な知識を母親に普及させることであり、そのためには学校教育のカリキュラムに衛生学を導入することが不可欠であるということである。衛生的知識を普及させ乳幼児死亡率を低下させることを目標とするストロースは、学校教育を乳幼児検診とともに重要な位置づけを与えていたのである。こうした母親教育論を含む衛生的育児法に関する知識の総体としてストロースは「育児学」(puériculture)という学問に大きな期待を寄せていた。この「育児学」の主な担い手は、「人口停滞に関する委員会」のメンバーでもあったアルフレッド・ピナールら医学者たちであったが、ストロースのような政治家もこの学問の普及に一役買ってもいた。この点について次節で検討することにしよう。

2.「育児学」への期待 ピナールとストロースの育児教育論

「育児学」という用語は,医者のカロンが『育児学,もしくは子どもを衛生的かつ生理学的に育てる科学』(La Puériculture, ou science d'élever hygieniquement et physiologiquement les enfants,1865.) という著作において使用したのが始まりであり,病気に罹った子どもの治療を対象とするのではなく,むしろ子どもが病気に罹らないような予防的配慮の探求こそが「育児学」の主題であり,胎児段階をも対象に含む点が特徴的である。1860年代におけるカロンの議論を19 - 20世紀転換期の頃に復活させ,より普及に努めたのがピナールであった。

ピナールは1904年に初等教育用教科書として『乳幼児育児学』(La Puériculture du Premier Age)を出版したが、当時このテキストは少なくとも30パーセントを超える県において、学校用図書としての採用許可を受けたとされている。同書は、乳幼児の沐浴、衣服、揺り籠の衛生、授乳と食事の栄養面での注意事項、授乳を行う母親の食事、母親の精神衛生、子どもの体重測定、予防接種、外出時の注意といった総じて乳幼児衛生に関する知識が収録されている。

ピナールは「妊婦の保護について」(1890年),「子宮内の育児学の歴史に資するためのノート」 (1895年),「初期段階における育児学に関するレポート」(1903年)などの論文において,『乳幼児育児学』では触れられていない論点である死産の問題と妊婦・胎児の保護について論じている。妊婦の激しい労働が胎児に悪影響を与え,ときに死産の原因にもなることを医学者としての見地から率直に論じたピナールの議論を,政治家として引き取り産時休業制度の整備に尽力したのが,他ならぬストロースである³²。ストロース自身,「出生前の育児学」(1900年)という論文を執筆し,その中でピナールの議論を称えたうえで,さらに次のように論じている。

「これまで述べてきた育児学は一挙両得となる。それは,病気や事故や避けられる犯罪から母親たちを守る。また,不安定な生活の害やリスクから子どもを守る。それは,武装された平和状態において,民族の経済的競争において,最も強固な事業と最も確実な国防を構築するのである。 33

つまり、「出生前の育児学」は母子(妊婦と胎児)を同時に保護し、しかも経済競争や国防に寄与するところが大きいとストロースは論じているのである。さらに、「出生後の育児学」(1900年)という論文においては、「乳母のもとへ送られる子どもは、あまりに頻繁に死ぬのであり、帰る見

込みもなく捨てられる子どもなのである」と乳母への託児慣行を批判し、母親自身による養育(l'élevage par la mère)の重要性をここでも強調している。そして、「母親と乳幼児の、堅固に組織され厳格に指導された扶助と保護はおのずと人口停滞を食い止める」34と論じている。出産前後の母子の保護が「人口停滞」を食い止めるために重要だとするのである。こうしたピナールとストロースの「育児学」理論の探求は Revue Pédagogique誌に掲載されたFernand Cattierという人物による「育児学の教育」(L'enseignement de la Puériculture)という論文にも継承されることになる。同論文では、フランスの低出生率(dénatalité)と乳幼児死亡率との闘いのために「育児学」の教育が必要であるとされ、そして無知な母親を一掃することが重要であると論じられているのである。こうしたピナールとストロースらによる「育児学」キャンペーンは、伝統的な産育習俗に代わる新しい育児法を普及さようとするものであり、母親を主な担い手とし衛生的知識を根幹とする育児教育論となっていたと考えられる35。

3.ストロースの家族政策

大正3年(1914)年,雑誌『慈善』に掲載された岡村準一の論文「欧米に於ける母親の保護と乳児の保護」³⁶は,「分娩前後の摂生は最も注意を要する所にして,分娩前後に於ける妊婦の過労は唯に母体の健康を害するのみならず,胎児の健康に著しき影響を及ぼし,甚しきに至りては死産の結果を来すことも稀ならざることは工場衛生の医学者の多く称導する所也。又産婦の分娩後に於いて速かに労働に着手するが如きことあらんか,啻に所生の嬰児の発育を害するのみならず,自己の健康を害し甚しきは終身の疾患を醸すの悲境に陥ることも亦稀なりとせず」と述べ,欧米各国における母子保護事業の進展について紹介に努めている。そして,フランスの母子保護事業について論じた岡村は,この事業に尽力している人物としてポール・ストロースの名をあげ,ストロースが中心となった1913年の産時休業法(Loi sur le repos des femmes en couches³⁷)を紹介している。分娩後4週間の労働禁止,その場合も雇用契約を解除されないといった制度の概要を,同法成立の翌年という早い段階において日本に紹介している。この岡村論文では,そうしたストロースの家族政策の背景に第三共和政期における「人口停滞」への懸念,「人口停滞」を食い止める方法としての「育児学」キャンペーンがあったことには触れられていない。

また,フィリップ・ノールは,第三共和政の前半期こそフランスにおける福祉国家の基礎が築かれた時期であると論じなかでも家族政策が福祉国家の形成に果たした役割を重要視している。ノールは,そうした家族政策のひとつとしてストロースによる1913年の産時休業法の制定をあげている38。こうしたノールの指摘は重要であると考えられるものの,同法制定の背景として当時の人口問題(「人口停滞」への懸念)が存在したという視点がノール論文には稀薄であることを指摘せざるを得ない。 『不幸な子ども』(Les Enfants Malheureuses,1896年), 「出生前の育児学」(1900年), 「出生後の育児学」(1900年), 『人口停滞と育児学』 Dépopulation et Puériculture,1901年)といった19-20世紀転換期のストロースの著作には,一貫して「人口停滞」への懸念が表明されており,とりわけ の著作では「育児学」への期待が論じられ,それらに関する議論が出産前後の母子保護事業の必要性という論点に連結されるかたちで論じられているのである。このような考え方にこそストロースの家族政策理念が示されていると考えることができる。

そうしたストロースの家族政策理念は,1883年から1897年にわたって務めたパリ市議会議員時代の模索の中から生まれてきたと推測することができる。ストロースはこの時期にも地方レベルでの母子保護事業に積極的に関わってきた。本稿では,この時期のストロースの思索と活動を軽視する

ものではないが詳しく触れることはできない。ここではむしろ,彼が上院議員となって以降,全国 レベルでの家族政策に関わるようになった時期に焦点をあて検討を行うことにする。

ストロースは,1904年に成立した「扶助される子どもへの業務に関する法律」(Loi sur le service des enfants assistés)の制定に関わっている。同法は,もともとルーセルが中心となって制定作業を進めていたのだが,1903年におけるルーセルの死後,ストロースが中心となって成立にこぎ着けたものである。ストロースは同法制定段階の1903年12月 1 日の議会報告において,「人口停滞」に対処することが国防につながるという彼の著作で繰り返し述べてきた考えを再度論じ,経済的理由から母親が子どもを育てることができない場合,捨て子を予防することを目的として,国家が一時的に子どもを預かるという制度を提案している 39 。この制度は同法の第3条に規定され成立することになる 40 。

ストロースは,1906年には「低廉住宅に関する1894年12月30日法の修正・補完法」(Loi modifiant et complétant la loi du 30 novembre 1894 sur les habitations à bon marché)の制定に関わる 41 。同法は通称「ストロース法」と呼ばれ,私的イニシアティブによる住宅供給を基本としつつ公的信用機関からの住宅融資を拡大した法律であると評価されている 42 。同法の第 1 条には,安価であると同時に清潔な住宅の建設を促すというねらいが示されているが,これはストロースの論文「低廉住宅」(1901年)で論じられているように,不潔な住宅が「人口停滞」の原因となることへの対応策として論じられているものである 43 。

1913年には,前出の産時休業法のほか,「多子家族の扶助に関する法律」(Loi relative à l'assistance des familles nombreuses)も制定され,これにもストロースは関与している 44 。同法は,3人以上の子どもを有する家庭への家族手当の支給などを定めたものである。岡田實はフランスの家族政策の歴史的発展をたどる過程において「フランスでもっとも重要な政策手段は家族手当制度であった」と述べ,家族手当制度の公的・私的な発展状況について概観している 45 。フランスの家族手当制度の起源は少なくとも1854年にまでさかのぼり,民間企業内で低所得労働者の所得補助のための基金がつくられた。1939年の「家族法典」において,出生率の回復をねらいとしていたベルティヨンらの政策提言が大きく取り入れられ,出産奨励主義の家族政策の基盤が整えられたと考えられている。

しかしながら、19 - 20世紀転換期フランスにおける家族政策には未だ解明されていない点も多い。たとえば、ベルティヨンによる家族手当制度の提言という論点に限って検討してみるならば、1939年の「家族法典」よりも早く、1913年の「多子家族の扶助に関する法律」は、その第2条において家族手当の支給を定めている。同法はベルティヨンの家族論のインパクトを受けた家族政策であったと考えられる。ただし、ベルティヨンは国会議員ではなかったため、同法の制定過程に直接に関与したわけではなかった。むしろ、ベルティヨンに近い立場にあり、しかも国会議員という立場にあり、立法過程に直接的に関与できたストロースを通じて家族手当の提言は同法に盛り込まれたと考えられる。こうした家族手当制度が現在に至るまで、どのように発展してきたのか、さらに少子化対策としての効果などについて今後の研究成果のさらなる蓄積が待たれていると考えられる。その一環として、ベルティヨンが組織した「フランス人口増加のための国民連合」という団体の出産奨励主義の思想と活動状況を解明し、家族政策に影響を与えたのかという点について丁寧に考察していくことが必要になると考えられる。別稿を期すこととしたい。

おわりに

フランス第三共和政期は,ベルティヨンが創始しストロースもメンバーのひとりとして加わっていた多子家族を是とする「フランス人口増加のための国民連合」と,ロバンが創始し少子家族を是とする「人間再生連合」という二つの異質な潮流が存在していた。シュナイダーは,こうした二つの潮流の動向について,家族サイズをコントロールする主体の違いとして整理する。つまり,ロバンのグループにとって家族サイズをコントロールする主体は夫婦であり,ベルティヨンのグループにとってのそれは政府である,と。そして家族サイズをコントロールすることに関しては両グループとも肯定的であり,こうした動向こそが近代社会において増殖する権力としてフーコーが指摘した「生-権力」のひとつの事例であるとシュナイダーは論じている⁴。こうした把握のしかたはドンズロの『家族に介入する社会』(1977)にもみられるものであり,近代社会における私生活と権力の問題という重要な研究課題を提起していると考えられる。ただし,こうした重要な指摘を具体的に裏付ける実証的な歴史研究,とりわけ教育との関連性を具体的に問う研究の蓄積が不足していると考えられる。ドンズロは第三共和政期の家族サイズをめぐる二つの潮流を概観したうえで次のように述べている。

「とりわけ子どもの社会的な方向づけに関して、家族からどのようにその古い権力の一部を奪い、しかもそれによって教育・衛生の新しい仕事が家族に任せられないほどにはその権力をなくすことがないようにするかという問題である。」⁴⁷

こうしたドンズロの指摘は、例えばこの時期における親子関係の変化、とりわけ衛生的な育児の実践主体としての母の形成といったテーマを史料に即しながら、より具体的に解明していくことによって、その指摘の真偽や価値が評価されるべきであろう。研究上の段階は現在そうした状況にあると考えられる。本稿はそれに向けた試みの一つである。

註

¹ 岡田實「フランスの家族政策の発展」(『経済学論纂(中央大学)』第36巻第1・2合併号,1995年,363-382頁)。増淵勝彦「少子化対策の国際比較」川本敏編『論争・少子化日本』中央公論社,2001年,180-191頁)182頁など。

² 舘稔『人口問題説話』(汎洋社,1943年)30頁。

³ 岡田,前掲論文,365-370頁。

⁴ 林信明『フランス社会事業史研究』(ミネルヴァ書房,1999年)247-249頁。

⁵ また, 母親役割の変容についてはフックスのほかにクニビレールとフーケによる研究成果もある。Knibiler,Y. et Fouquet, C.,*Histoire des mère*,Éditions montalba,1977. (中嶋公子・宮本由美他訳『母親の社会史』筑摩書房,1994年)

⁶ Journal officiel de la république française, Sénat, 1898, p.288.

⁷ 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』(岩波書店,1971年)174-178頁。

⁸ 岡田,前掲論文365-368頁。1871~1880年におけるフランス人口の自然増加率は1.7‰であり,イギリス14.0‰,ドイツ11.9‰と比較すると大きく下回っている。

⁹ 坂上孝『近代的統治の誕生』(岩波書店,1999年)9-16頁。同書ではモンテスキューをはじめとする啓蒙

思想家による「人口減少」論が紹介されているが,18世紀の段階においても実際に人口が減少するというよりは,人口の伸び悩みに対する懸念のことを指して「人口減少」論という言葉が使用されている。本稿では「人口停滞」論と表現する。

- ¹⁰ A.Becchia, Les milieux parlementaires et la depopulation de 1900 à 1914 , Communications, vol.44 (1986) p.201, p.242. 1890, 1891, 1892, 1895, 1900年には総人口に減少が生じ,それが官報で報告されている。
- ¹¹ Fuchs, R.G., "Forum: Population and the state in the third republic, Introduction "French historical studies, vol. 19, n. 3, pp. 633-634.
- ¹² Fuchs, R. G. "The Right to life: Paul Strauss and the politics of motherhood", E.A.Accampo, R.G.Fuchs, M.L.Stewart, *Gender and the politics of social reform in France*, 1870-1914, p.203.
- ¹³ Bertillon, J., La Dépopulation de la France : et des remedes a y apporter, Imprimrie Berger-Levrault, 1896, La Dépopulation de la France : ses consequences, ses causes, mésure à prendre pour la combattre, Félix Alcan, 1911.
- ¹⁴ 岡田論文では ,「第二子以下」とされているが , 正確には「第三子以下」であると考えられる。Bertillon, J., *La Dépopulation de la France : et des Remedes a y Apporter*,p.286.
- ¹⁵ Bertillon, J., *La Dépopulation de la France*, 1911, p.214この点についてはFuchs, R.G. ., "Forum: Population and the state in the third republic, Introduction" p.635. も参照。
- ¹⁶ Offen, K., "Depopulation, nationalism, and feminism in fin-de-siècle", *The American historical review*, vol.89, 1986, pp.663-664.
- ¹⁷ Becchia, op. cit., Rollet-Echalier, C.,La Politique à l'égard de la petite enfance sous la e république, P.U.F.,1990,pp.128-130.
- ¹⁸ Strauss, P. , Rapport général sur les causes de la mortalité, *Journal officiel de la république française*, Annexe, le 26 Avril 1912, pp.445-458.
- 19 ルソー『エミール』(今野一雄訳,岩波書店,1962年)38-40頁。また,19世紀フランスの乳母への託児慣行の状況について M. ペロー『フランス現代史のなかの女たち』(福井・金子訳,日本エディタースクール出版部,1989年)18頁,参照。
- 20 ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳,岩波書店,1954年)118頁。
- ²¹ Strauss, P., L'enfance Malheureuse, Bibliothèque-Charpentier, 1896, p. 167.
- 22 Sussman, G.D., Selling mother's milk, University of Illinois Press, 1982, pp.181-182. 1866 ~ 1868年の期間と 1897 ~ 1898の期間における乳幼児死亡率は,嫡出子で16.4パーセントから13.0パーセントへ,非嫡出子で 31.0パーセントから19.7パーセントへと低下していることは,1874年の「ルーセル法」制定の効果である と評価されている。
- ²³ Strauus, P., L'enfance malheureuse, p.246.
- ²⁴ *Ibid.*,p.244.
- ²⁵ Strauss, P., Dépopulation et puériculture, Bibliothèque-Charpentier, 1901, p. 103.また,ロレ=エシャリエもこの点を重視している。C.Rollet-Echalier, op. cit., p. 363.
- ²⁶ Strauss,P., Dépopulation et puériculture, 1901, p.245.
- 27 林,前掲書,268-272頁。
- ²⁸ Strauss, P., Dépopulation et puériculture, pp.1-9.
- ²⁹ La revue philanthropique, 1897, mai, 表紙頁。
- ³⁰ Fuchs, R. G., "The Right to life",p.103.
- ³¹ Deraismes, M., Les droits de l'enfant, 1877, Chabot, Ch., Les droits de l'enfant, 1922.
- ³² McDougall, M.L. ", Protecting infants: The french campaign for maternity leaves, 1890s-1913", French historical studies, vol.13,n.1,1983, pp.94-95.

- 33 Strauss, P., "La puériculture après la naissance, Revue des revues, vol.32,1900, p.140.
- ³⁴ Strauss, P. , La Puériculture avant la naissance, *Revue des revues*, vol.32,1900,p.237.
- 35 Revue pédagogique誌には,1903年の段階でピナールが女子師範学校や初等学校において「育児学」の講義を行ったという報告が掲載されている(Revue Pédagogique,vol.42,1903,pp.67-68.)。ピナールを中心とした「育児学」キャンペーンは第一次世界大戦後に本格的に学校教育のカリキュラムに導入されていくことになる。クラークは「少なくとも初等教育カリキュラムへの公式導入前のひと世代に関しては,影響力のある教育家や政治家,女性のリーダーたちが人口を増加させ,より健康にさせるための重要な方法として育児学(puériculture)を奨励した。」と述べている。Clark, L.L.,Schooling the daughters of marianne,State University of New York,1984,p.83.ピナールの初等教育用教科書についてもクラークの同書を参照。
- 36 岡村準一「欧米に於ける母親の保護と乳児の保護」(『慈善』第5編第4号,大正3年)352353頁。
- ³⁷ Journal officiel de la république française, 1913, pp.530-536.
- Nord, P., The welfare state in France, 1870-1914, French historical studies, vol. 18, n. 3, 1994, p. 829.
- ³⁹ Journal officiel de la république française, Sénat, 1903, pp. 1445-1452.
- ⁴⁰ Duvergier, J.B., Collection complete des lois, décrets, ordonnances, réglements et avis du conseil d'État, année 1904, pp. 479.
- ⁴¹ Duvergier, J.B, op. cit., année 1906, pp. 452-464.
- 42 中野隆生『プラーク街の住民たち』(山川出版社,1999年)132頁。
- 43 Strauss, P., Habitations à bon marché, *Revue philanthropique*, 1901pp.685-690.
- ⁴⁴ Journal Officiel de la République française, 1913, pp.536-549.
- 45 岡田,前掲論文,368-369頁。
- ⁴⁶ Schneider, W.H., *Quality and quantity*, Cambridge University Press,1990,p.32.フーコーのいう「生・権力」とは,出生・死亡率・健康・寿命など人口への配慮として顕著に現れ,生物学的プロセスの支えとなる身体に中心をすえ,それを調整・制御する「生・政治学」を一つの極とする。(M. フーコー『性の歴史』〔渡辺守章訳,新潮社,1986年〕176-177頁,参照。) 市民的自由と基本的人権が保障された社会にあって,何人子どもを産むのかは極めて個人的で私的な問題であるが,それが社会問題として論じられるようになるという事態こそ,近代社会における私生活と権力という問題を構成していると考えられる。
- ⁴⁷ Donzelot, J., *La Police des familles*, Editions de Minuit, 1977, p. 181. (宇波彰訳『家族に介入する社会』新曜社, 237頁。)

(2005年10月21日受理)